理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人長昌会の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定める。

（理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等）

第２条　理事長を除く理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員が会議等に出席したときは、一人当たり 10,000 円（税引き後）の報酬を支払う。

２　交通費等の実費が、報酬額を超えることが生じた場合には、その実費額を支払うことができる。

第３条　理事、監事等が理事長の命を受けて、その業務に当たった場合は、一人一日当たり 25,000 円（税引き後）の報酬を支払う。但し、出張して業務を行う場合は、社会福祉法人長昌会の旅費規程により支給する。

（理事長の報酬）

第４条　理事長は、次の各号に掲げる業務及び責任を鑑み、別途報酬を定める。

①法人及び施設の方針の策定及び運営･経営管理の統括

②人事、給与、福利厚生に関する決済業務

③法人事業計画の策定及び事業改善等の指導

④法令や規制の順守、組織の透明性と説明責任の確保

⑤組織の代表者としての外部関係の構築（ステークホルダーとのコミュニケーションの円滑化）

⑥その他、法人及び施設運営に係る専決業務

２　理事長の報酬の額は月額 500,000 円を上限として、事業実績･見込等を考慮して評議員会にて定める。

３　前項の規定により定められた報酬月額に変更がない場合は、評議員会の承認を必要としないものとする。

（適用除外）

第５条　施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

２　但し、通常業務時間外に会議に出席する場合は、第２条の通りとする。

（改定）

第６条　本規程を改定する必要が生じた場合には、評議員会の決議により改定する。

附則

１　この規程は、平成 29 年４月１日から適用する。

２　この規程は、平成 31 年４月１日から適用する。

３　この規程は、令和６年７月１日から適用する。